

自治体経営におけるシェアリングエコノミーの課題

シェアリングエコノミーとは、プラットフォーム組織を通じた遊休資産の利活用により、新しい価値を生み出す経済活動を意味する。民間領域では、自動車、不動産、施設スペース、道具等の利活用はもちろんのこと、知識やノウハウ、時間等「余っている」、あるいは「十分に活用されていない」領域の利活用へと対象範囲が拡充している。

こうしたシェアリングエコノミーの視点は、地域の抱える課題を解決する自治体経営の選択肢としても重要となっている。民泊は代表例となるが、過疎地域におけるライドシェアによる交通手段の確保、古民家を村と見立てて再生していくプロジェクトの展開、個人にとっての不用品の活用によるゴミ量の抑制、庭の手入れ等退職者による家事のサポート、公共交通の車両や廃校施設等公共施設の空きスペースの民間活用など多様な形態が模索・展開されている。こうしたシェアリングの自治体経営への活用は、単に経済的価値を創造することに止まらず、新たな人的ネットワークを形成し超少子高齢化の進展等で劣化が加速しているコミュニティの再構築にも資する側面を持っている。

しかし、政策的に課題も存在する。第1の課題は、トラブルに対する対処である。シェアリングの場合、民泊やライドシェアに代表されるように契約関係となる当事者は、シェアリングサービス事業者ではなく個人の利用者と個人の提供者となる場合が多い。そのため、事業者との取引のような一定の質を担保する社会的システムが十分ではなく、提供される実際のサービスの質や利用者の利用自体の質、そして民泊で問題がとくに指摘される周辺住民との関係等を如何に克服するか課題が生じる。例えば、大阪市・京都市・札幌市では、民泊に関する通報システムを整備し違法な民泊の営業中止措置が展開されている。また、基礎自治体内においても商業地域と住宅地域等様々な特性を有しており、北海道庁が示すように「ふれあい民泊」、「まちなか民泊」等民泊自体にも様々な形態があり得る。そうした地域特性に合わせた形態に即した制度対応も必要となるほか、個人人間のトラブルに対して裁判外紛争処理であるADRの仕組み浸透も重要な課題である。立教大学等でこれまでも観光ADRをはじめとした取り組みが進められているが、とくに、外国人の民泊においてスムーズな紛争処理が必要となるなど、実務的制度の拡充が必要となっている。

第2は、第1の課題克服を補完する側面もある保障制度の整備拡充である。民間保険会社が民泊保険を販売する等新たな取組みが展開されているものの、地域ブランドとしてシェアリングエコノミーを柱とするのであれば、公的部門として保障あるいは補償の機能を政策的に整備拡充することも重要となる。もちろん、シェアエコノミーのプラットフォーム組織が相互評価制度を設定し、提供者と利用者の双方の評価を明確にしていく等の取組が進められているほか、代金支払いに関する決済方法の整備等がすでに展開されている。こうしたビジネスモデルとしての取組みと並んで、地域としてグレーゾーンを積極的に認識し対処していく努力が必要となる。たとえば、個人対個人のサービスとなることが多いシェアリングサービスにおける事業法等の適用について、具体的な事例を想定した上で体系的に検討し明確化していく必要がある。

第3は地域の既存事業との協働関係を如何に構築するかである。都市部になるほど既存事業者との利害対立が先鋭化する可能性がある。とくに、2020年の東京オリンピックをターゲットとした取組が高まっている反面、オリンピック後の需給関係の変化も睨む必要がある。これは民間ベースだけでなく公営交通等公的部門の事業にも影響する場合が見込まれる。シェアリングの本質は、余った資産・利用が十分ではない資産の利活用にあり、新しい協働関係を形成するツールである。既存事業との関係を単に構造的対立の問題として捉えるのではなく、既存事業を支える様々な資源制約が強まる中で新たなモデル形成に努力する必要がある。